

大竹市市民活動保険のご案内

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

目 次

1	大竹市市民活動保険とは	・・・	1
2	保険の対象となる市民活動団体と対象者とは	・・・	1
3	保険の対象となる市民活動とは	・・・	1～2
4	保険の内容	・・・	2～3
	(1) 賠償責任保険(他人に損害をあたえたときなど)		
	(2) 傷害保険(ケガをしたときなど)		
5	事故が発生した場合の手続き	・・・	4
6	事故を未然に防ぐために	・・・	4
7	Q&A集(適用事例など)	・・・	5～6

【別 添】

- ・ 大竹市市民活動団体登録届
- ・ 大竹市市民活動保険事故報告書
- ・ 大竹市市民活動保険 団体受付窓口(主務課)

大竹市市民生活部市民課自治振興係

〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号

電話 0827-59-2142

1 大竹市市民活動保険とは

自主的に組織された市民活動団体の皆さんが安心して地域貢献活動を行うことができるよう、市民活動中の思わぬ事故を対象とした保険制度です。

この保険の対象となるためには、大竹市に市民活動団体の登録をすることが必要です。

登録には、別記様式第1号「大竹市市民活動団体登録届」に必要事項を記入し、**団体の規約、総会資料など活動の目的や内容のわかる資料**を添えて、当該団体の主務課で手続きを行ってください。登録料や、保険料の負担はありません。

※登録後、市民活動団体のすべての活動がこの保険の対象となるわけではありません。

※社会教育施設利用関係の登録のことではありません。

2 保険の対象となる市民活動団体と対象者とは

市民活動団体

市民活動を計画的に行う非営利団体で、次に掲げる要件をすべて満たす団体です。

- (1) 団体の構成員（大竹市民でなくてもよいです）が3人以上で、代表者が明確であること。
- (2) 市内に活動の拠点を持し、かつ、活動が市内で行われていること。
- (3) 団体の会則、規約等を定めていること。
- (4) 団体の活動が、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とせず、特定の団体若しくは個人の利益を守り、又は攻撃するものでないこと。

対象者

市民活動の活動者（市民活動団体に所属する指導者及びスタッフ）

注1 地域社会に関する活動で、地区運動会など、自治会等の地域住民組織が開催する事業では、実際に活動する参加者（見学者などは除く）も対象者になる場合があります。

3 保険の対象となる市民活動とは

次に掲げる要件をすべて満たす活動です。

- (1) 自主的に無報酬（交通費等実費の支給等を除きます。）で行う計画的な活動
- (2) 公益性（地域住民やその他の社会の利益を目的とした活動）のある活動
※会員の楽しみや趣味のサークル活動は対象となりません。
- (3) 大竹市内における活動

◆保険の対象となる活動

区分	対象活動
地域社会（コミュニティ）に関する活動	○自治会活動 ○清掃活動 ○街並み保全 ○緑化運動 ○防災、防犯、防火活動 ○交通安全活動 ○地域おこし ○施設の管理運営・小規模営繕作業 など ※対象者について本ページの「 注1 」をご参照ください。
社会福祉に関する活動	○福祉施設等への協力活動（送迎介助、レクリエーションなど） ○相談活動 ○日常生活、自立生活支援（家庭訪問等） ○子育て支援 ○高齢者支援 ○ひとり親家庭の自立支援 など

区分	対象活動
保健，医療に関する活動	○食生活改善 ○生活習慣病予防 ○骨髄バンク等の推進普及 ○エイズ予防 ○禁煙活動 ○難病患者支援 など
環境保全に関する活動	○河川、海岸等のクリーン活動 ○森林保全 ○ごみの減量化 ○公害防止 ○リサイクル活動 ○自然エネルギー推進 など
教育，文化，スポーツに関する活動	(教育) ○不登校児教育 青少年の健全育成 ○非行防止 など (文化) ○伝統文化の継承、振興 ○文化活動の普及 ○美術館のボランティア など (スポーツ) ○各種スポーツ指導 ○スポーツ教室開催 など
国際交流，国際協力に関する活動	○留学生、帰国者、外国人との交流支援○通訳ボランティア ○難民支援 ○発展途上国への救助支援 など
その他	○被災者支援 ○救援物資提供 ○人権啓発、擁護活動 ○平和維持活動 など

4 保険の内容

(1) 賠償責任保険

①活動者の過失により、他人の身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が対象です。

②他人の預かり物を滅失、盗難、破損又は汚損させて法律上の損害賠償責任を負担することによって被った場合も対象です。

種 類	支払限度額	内 容	事故の例
身 体 賠 償	1 名につき 1 億円 1 事故につき 3 億円 (生産物賠償についてのみ保険 期間中 3 億円※P 6 問 1 3)	他人の身体に 損害を与えた 場合	草刈り作業中、草刈り機が はねた小石が散歩中の人に 当たってケガをさせた。
財 物 賠 償	1 事故につき 5, 0 0 0 万円 (生産物賠償についてのみ保険 期間中 5, 0 0 0 万円)	他人の財物に 損害を与えた 場合	草刈り作業中、草刈り機が はねた小石が他人の車に当 たり、ドアを損壊させた。
受託物賠償	1 事故 5 0 0 万円 (保険総てん補限度額)	他人の預かり 物を紛失、損壊 させた場合	陶芸教室開催中、受付で洋 服を預かっていたが、その 洋服が盗まれた。

(2) 傷害保険

活動者が市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故（日射病，熱中症，細菌性食中毒，ウイルス性食中毒も含む）により死亡又は負傷した場合が対象です。

※急激かつ偶然な外来の事故とは、危険を予測できず回避できない状況で、危険発生の原因が活動者の身体に内在するものではない事故のことです。

※市民活動団体が定めた場所と活動者の自宅との通常経路による移動中に発生した事故を含みます。

種 類	保険金額	内 容	事故の例
死 亡	500万円	傷害事故を直接の原因として事故発生の日から180日以内に死亡した場合	清掃活動中、橋から転落して死亡した。
後遺障害	最高500万円	傷害事故を直接の原因として事故発生の日から180日以内に後遺障害を生じた場合	草刈り機で作業中、操作を誤って、小指を切断した。
入 院	1日3,000円	傷害事故を直接の原因として入院した場合（事故発生日から180日以内を限度）	清掃活動中、熱中症で倒れ入院した。
手 術	入院保険金の10,20,40倍（1回を限度）	入院保険金が支払われる場合で、その傷害の治療のために手術を受けた場合（事故発生日から180日以内を限度）	夜間の防犯パトロール中、階段を踏み外して転倒、複雑骨折して、その治療のため入院、手術を受けた。
通 院	1日2,000円	傷害事故を直接の原因として通院した場合（事故発生日から180日以内で、通院日数は90日を限度）	清掃作業中、側溝に落ちて足首をねんざし、その治療のため通院した。

◆次のようなものは保険の対象となりません◆（「7 Q&A」もご参照ください）

【賠償責任保険】※つぎのものに起因する損害賠償責任	【賠償責任保険および傷害保険で対象外となる活動】
・保険契約者または被保険者（活動者・活動団体）の故意 ・戦争、武装反乱等の暴動、闘争行為 ・地震、噴火、洪水、津波等の自然現象 ・施設の新築、増改築、修理、取壊し ・自動車（人力での軽車両除く）、船舶、航空機の所有、使用、管理 ・被保険者と他人との間で特別に約定された加重損害 ・受託物（他人からの預り物）の紛失 ・受託物（建物、土地、動植物）の損壊 ・賠償補償対象者と世帯を同じくする親族等に対する事故	・政治や宗教に関する活動 ・営業利益を目的とした活動 ・自助的な活動や趣味、懇親を目的とした活動 ・園児、児童、または生徒を対象に行う園内行事や学校行事 ・山岳、海難救助または災害援助等、緊急時に行う活動 ・森林ボランティア活動での野焼き、山焼き、チェーンソーを使用する活動 ・銃器を使用した害獣駆除の活動
【傷害保険】※つぎのものに伴う傷害事故	
・保険契約者または被保険者（活動者・活動団体）の故意 ・戦争、武装反乱等の暴動、闘争行為 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・施設の新築、増改築、修理、取壊し ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・活動者の脳疾患、疾病または心神喪失 ・被保険者の頸部症候群（「むちうち症」）、腰痛など医学的他覚所見のないもの	

上記は一例です。対象外になるものは保険契約により適用される約款および特定条項等に定めていますので、お問い合わせください。

5 事故が発生した場合の手続き

(手続きが遅れると保険金が支払われない場合があります)

「公共の利益を目的」に、「計画的に行われた活動中での事故」であるなど、保険の対象者であり、保険の対象活動であることを明らかにして、事故報告の手続きを行います。

(1) 事故の記録など

事故発生の時間、場所、状況、相手方の氏名と連絡先を記録するとともに、現場の状況（賠償責任事故の場合は損傷の程度や車のナンバープレートなど所有者がわかる状況も）を撮影します。費用に関するものは全て保管します。

(2) 事故の報告

すぐに当該団体の主務課に事故の第一報のご連絡をしてください。

(3) 事故報告書の提出

別記様式第2号「大竹市市民活動保険事故報告書」に必要事項を記入し、

① 当日の事業内容がわかるもの（パンフレット、回覧、通知文、事業計画書など）

② 当日の活動者の名簿（またはその活動を行う理由となる役員名簿など）

③ 事故発生状況がわかるもの

（「現場の状況の写真またはデータ」と「現場が大竹市内であるとわかるもの」）

④ 損害賠償に係る書類（※賠償責任事故のみ）

（見積書など 車の破損の場合は車検証の写し）

を添えて 事故から30日以内に当該団体の主務課へ提出してください。

⇒保険会社が書類の内容を審査し、保険の適用の有無を判断します。

6 事故を未然に防ぐために

万が一のための保険があるとはいえ、事故が起こらないようにすることが一番大切です。活動計画を立てるとき、実施するときには安全対策も考慮しましょう。

また、活動者は自分の体力を過信することなく、無理のない活動を心がけましょう。

① 活動者の役割は、体力などを考慮して分担しましょう。

② スケジュールには十分な余裕を持ちましょう。

③ 活動場所に危険な箇所がある場合は、事故防止対策を考慮しましょう。

④ 活動前に事故防止の注意を呼びかけましょう。

【よくある事故1：草刈り機の使用により、小石をはねて他人の車のガラスを割った】

○賠償事故のほとんどは飛び石による事故が占めているようです。

○作業場所から5メートル以内は危険区域なので、作業前に周囲の安全確認を行うとともに、飛散物から身を守るため、長袖・長ズボン・保護メガネを着用しましょう。

【よくある事故2：祭りの準備中にハシゴなどから落下した】

○高所で作業する場合は、事前に安全確認し、複数人で作業しましょう。

○高すぎる場所や単独での作業などは、危険度が高いとみなされ、保険の対象外となる可能性があります。

7 Q&A集（適用事例など）

質 問		回 答
1 1	移動中の往復経路も対象ですか。	・ 傷害保険の対象です。（1 の2 参照） ・ 賠償責任保険は対象外です。（1 の3 参照）
1 2	自宅から自転車で現地向かう際、途中で転倒しました。	・ 徒歩、自転車、自家用車、公共交通機関利用時を問わず、一般的な経路の往復中に活動者自身がケガをし、あらかじめその活動が予定されていたことが立証できれば、傷害保険の対象です。
1 3	往復中、通行人にケガをさせたり相手の車を傷つけました。	・ 賠償責任保険は活動中のみが対象です。本件は対象外です。 ※草刈り機を自転車に積んで活動場所に移動する途中に転倒して通行人にケガをさせた、車を傷つけたなど、活動に必要な工具等を取りに行き活動場所に運搬する際の事故は対象です。（19 参照）
2	活動者でなくても、活動に参加した場合や、見学・応援・サービスの提供を受ける場合の事故は対象になりますか。	・ 基本は活動者の事故のみが対象となります。 ・ ただし、地域社会に関する活動で、自治会など地域住民組織が開催する事業に限り、活動に従事する参加者も対象者になる場合があります。（地区運動会など）（注1 参照） ・ 見学・応援・サービスの提供を受けた方の事故は、傷害保険の対象にはなりません。
3	チェーンソーの使用による事故が対象外なら草刈り機や手動のこぎりを使用した事故も対象外ですか。	・ チェーンソーの使用など危険度が高い活動は対象外です。草刈り機や手動のこぎりでの作業は通常の使用であれば対象です。 ※危険度が高い活動は保険の対象外です。 高所や斜面での作業、工具の通常ではない使用による作業は危険度が高いとみなされる場合があるので、ご注意ください。
4 1	施設（集会所等）の増改築・修理などの工事が対象外なのはなぜですか。	・ 施設の増改築や修理などの工事は、「専門性」が備わる作業であるため、対象外としています。
4 2	施設の消耗品の交換による事故は対象ですか。	・ 消耗品の交換や、窓の清掃、サッシ類の交換等小規模な改修・作業は対象です。作業をすると決めた日に、複数人で行ってください。（質問8 参照）
5	配布・回覧中のケガは対象ですか。	・ 班長や広報係など、配布や回覧の業務をおこなうことが明らかであれば対象です。
6	老人集会所やごみステーションの賠償責任とは何ですか。	・ 集会所のワックスに拭き残しがあり利用者が転倒した場合や、ごみステーションのネットが飛んで隣家の窓ガラスを損傷した時などを想定しています。「わざと」「天災時」などでの事故は対象外です。 ・ 定期的な見守りなど、常識の範囲内での管理をお願いします。
7	防災作業中や、災害復旧作業中の事故は対象ですか。	・ 危険な状態での事故は対象外です。危険な状態であるかどうかは状況によって異なりますので、別途ご相談ください。
8	計画外の活動中の事故は対象ですか。	・ 公益的な活動であっても、個人的なボランティア活動とみなされるため、対象外です。

9	定期的に行う文化・スポーツ活動や、親睦旅行は対象ですか	・活動内容が公益性に乏しく趣味的なものであれば対象外です。ただし、文化・スポーツ活動で、地域社会の維持・活性化や健康増進など市民活動として目的をもっていれば対象です。
10	草刈り作業中、小石を飛ばして自分の車を傷つけました。	・草刈り機を使用していた者と、破損した車の持ち主が 同一人物の場合は、対象外 です。 世帯を同じくする親族である場合も同様 です。
11	傷害保険の請求の場合、医師の診断書は必要ですか。	・傷害保険の場合、 軽微なケガ（保険金が10万円以下）の場合、医師の診断書は不要 です。費用に関する書類（領収書、診察明細書など）は全て保管しておきましょう。 ・ 賠償責任保険の場合、金額にかかわらず必要 です。
12	活動者が調理した料理により、活動者の参加者も食中毒になりました。	・活動者は傷害保険の対象です。 ・参加者は賠償責任保険の対象です。（活動者の同居の親族の場合は対象外です） （13参照）
12	露天商が調理した料理により、活動者の参加者も食中毒になりました。	・活動者は傷害保険の対象です。 ・参加者は対象外です。
13	生産物賠償についてのみ保険期間3億円とは何ですか。	・「生産物賠償」とは市民活動を行った結果に起因して発生した事故（参加者に提供した飲食物によって集団食中毒が発生した場合など）への賠償のことです。 ・賠償額の総額は、1事故あたり3億円を限度とします。
14	保険総てん補限度額とは何ですか。	・保険期間における、保険事故によって発生した損額に対して支払われる額の総額の限度額のことです。
15	弁護士費用は対象になりますか。	・ 事前に市が保険会社に打診し、保険会社が承認した場合 、補償されます。
16	損害賠償額は、どう支払われますか。	・ 法律上の損害賠償責任の割合に応じ 、治療費なら実費、修繕費なら保険会社による認定額が支払限度額の範囲内で支払われます。
17	他の保険に入っても市民活動保険の保険金は支払われますか。	【傷害保険】 他の保険に関係なく 支払われます。 【賠償責任保険】 他の保険と案分して 支払われるため、お申し出ください。
18	車への損害賠償での補償対象を知りたい。	・レンタカー（代車）費用は対象です。 ・車が職業（タクシーや個人配達車など）の場合は、仕事ができない間の休業損害が補償されます。
19	活動で使う器具を取りに行って別の場所で活動し、器具を戻して帰宅する途中で事故を起こしました。	行程 自宅→ 作業器具格納庫→④→活動場所 →自宅 対象 障害保険 障害保険＋賠償責任保険 障害保険 ※車に積載した器具が落下して後続車を傷つけた場合は本保険制度の対象外ですが、この場合は車の自動車保険が適用されます。

様式第1号（第3条関係）

大竹市市民活動団体登録届

年 月 日

大 竹 市 長 様

大竹市市民活動保険制度実施要綱第3条の規定により、次のとおり登録します。

(フリガナ)		
団 体 名		
代 表 者	(フリガナ)	
	氏 名	
	所 在 地	
	電話番号	() -
	FAX 番号	
下部組織数	団体 ※下部組織一覧表を添付すること	
団体の目的		
活動や事業内容		
会 員 数	人	
設立年月日	年 月 日	
活動場所又は地域		

※ 上記登録事項に変更がある場合（軽微な変更は除く。）は、登録届を再提出してください。

※ 保険は、大竹市市民活動保険制度実施要綱に定める活動のみ対象となります。

※ 登録内容を保険会社に提供する場合がありますのでご了承ください。

〔添付書類〕

- ・団体の規約、総会資料など活動の目的や内容のわかる資料
- ・連合会組織の場合は、構成団体がわかる組織図

受付印

大竹市市民活動保険事故報告書

大 竹 市 長 様

報告日 年 月 日

団 体 名	
代 表 者	
担当者（責任者）	
連 絡 先	（ ） ー

市民活動中に事故が発生したので、報告します。

種 別	1 賠償責任 2 傷害 (いずれかに○)	
発 生 日 時	年 月 日 時 分頃	
発 生 場 所		
事業の名称		
賠償責任	加害者	氏名 年齢（ ）才 性別（男・女）
		住所 電話（ ） ー
	被害者	氏名 年齢（ ）才 性別（男・女）
		保護者氏名（未成年のみ）
		住所 電話（ ） ー
		財物名 損害額 円
傷 害	氏名 年齢（ ）才 性別（男・女）	
	住所 電話（ ） ー	
負傷者の状況	症 状	骨折 打撲 切創 脱臼 ねんざ やけど 欠損 その他
	入院・通院の別	1 入院 2 通院 (いずれかに○)
	治療見込期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日程度)
	病 院 名	
	病 院 住 所	電話（ ） ー
	担 当 医 氏 名	
事故発生状況 (詳しく記入)		

- 添付書類
- ①当日の事業内容がわかるもの
(パンフレット, 回覧, 通知文など)
 - ②当日の活動者の名簿
 - ③事故発生状況が分かるもの (写真など)

受付印

大竹市市民活動保険 団体受付窓口（主務課）

活動分野	主な活動内容	受付窓口	場所	電話番号
地域社会（コミュニティ）に関する活動	自治会活動，交通安全・防犯活動，まちづくり関係など	市民課 （自治振興係）	市役所 2 階	5 9－2 1 4 2
	防災活動，自主防災組織など	危機管理課 （保安防災係）	市役所 3 階	5 9－2 1 1 9
社会福祉に関する活動	高齢者支援，老人クラブ活動など	地域介護課 （介護高齢者係）	市役所 2 階	5 9－2 1 4 4
	自立生活支援など	地域介護課 （地域支援係）	市役所 2 階	2 8－6 2 2 6
	障害者支援など	福祉課 （障害福祉係）	市役所 2 階	5 9－2 1 4 6
	子育て支援など	福祉課 （こども家庭支援係）	市役所 2 階	5 9－2 1 5 1
保健，医療に関する活動	食生活改善，エイズ予防など	保健医療課 （保健予防係）	市役所 2 階	5 9－2 1 4 0
	生活習慣病予防，禁煙活動など	保健医療課 （健康増進係）	市役所 2 階	5 9－2 1 5 3
環境保全に関する活動	清掃活動，ごみの減量化，公害防止，リサイクル活動など	環境整備課 （リサイクルセンター）	リサイクルセンター	5 2－5 1 0 1
		（環境整備係）	市役所 2 階	5 9－2 1 5 4
教育，文化，スポーツに関する活動	青少年の健全育成，非行防止，文化活動の普及，伝統文化の継承・振興など	生涯学習課 （社会教育係）	総合市民会館	5 3－5 8 0 0
	スポーツ指導，スポーツ教室の開催など	生涯学習課 （施設スポーツ係）	総合市民会館	5 3－6 6 7 7
国際交流，国際協力に関する活動	外国人との交流支援，通訳ボランティアなど	企画財政課 （企画係）	市役所 3 階	5 9－2 1 2 5
その他	人権啓発，擁護活動など	市民課 （自治振興係）	市役所 2 階	5 9－2 1 4 5

※ 上記の活動内容にあてはまらない団体は市民課自治振興係（5 9－2 1 4 2）までご相談ください。

大竹市市民活動保険のご案内

令和7年4月

大竹市 市民生活部 市民課自治振興係